

## 災害時相互応援に関する協定

尼崎市及び大垣市（以下「協定都市」という。）は、いずれかの行政区域において災害が発生した場合に、災害を受けた一方の都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次とおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする都市（以下「応援要請都市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

### （応援の実施）

第3条 応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定都市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

### （応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定都市が別に協議するところにより、応援要請都市又は応援都市が負担するものとする。

### （連絡担当部局）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

### （資料の交換）

第6条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

### （その他）

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定都市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月12日

尼崎市長

稻村 祐美



大垣市長

久 一

